# 景観協議会における検討事項の要点

景観計画において定めるべき事項は、別添・骨子素案の「景観計画の構成」に示す四つの事項です。

パブリック・コメント手続の実施までに、あと2回の策定委員会を開催する予定ですが、以下 に示す内容で検討を行います。

### (1)景観協議会での検討内容について

景観計画及び景観条例の案を作成することになっていますが、それぞれの回においての検 討内容は以下の表のとおりとなります。

	HITTHIAN TORKOCO COCOCO				
回別	項目	内容(結果)			
第2回	景観計画第1章~第4章	検討(作成完了)( 第4章再検討)			
景観協議会	景観計画第5章1及び2	意見交換			
第3回	景観計画第4章	再検討(作成完了)			
景観協議会	景観計画第5章1及び2	検討(作成完了)			
(10月29日)	景観計画第5章3(色彩除く)	意見交換			
第4回	景観計画第5章3(主に色彩)	意見交換			
景観協議会	景観計画第6章~第9章	意見交換			
(11月19日)	景観条例骨子	意見交換			
第5回 景観協議会 (22年1月頃)	景観計画及び景観条例骨子 (パブリック・コメント手続用資料)	検討(作成完了予定)			
パブリック・コメント手続(22年3~4月)					
第6回					
景観協議会	景観計画及び景観条例骨子(案)	検討(作成完了予定)			
(22年6月頃)					

### (2)第3回景観協議会で行う内容について

a)景観計画第5章3【主に色彩基準】

意見交換内容は以下のとおり

項目	意見交換内容	概要
第5章3	景観形成基準の種別	・建築物等では13項目の制限事項があり、事業主はこの内
		容に適合するよう努めなければならない。
	景観形成基準の制限 内容	・市の基本的な景観形成の共通基準を定めている。
		・ゾーン、拠点、重点地区では共通基準をベースにその区域
		の特性にあった基準を定めている。
		・基本的な考え方は、主として周囲との調和、奇抜な造形の
		排除、資源の保全などがあげられる。
	(色彩基準)	・色を定量的に表す基準としてマンセル表色系を使用する。
		色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現する。

(色彩基準)	例:5 Y 7 / 4 (色相:5 Y 黄色、明度:7、彩度:4) ・色彩を基準色と強調色に分類し、基準色について数値による制限を定める。 ・強調色は、数値による制限がない。 ・住居・自然系、商業系及び重点地区(2箇所)の4区分において、それぞれ、暖色系、寒色系の色彩基準を定める。 ・暖色系色彩は、赤~橙~黄・寒色系色彩は、黄緑~緑~青~紫~赤紫
--------	--

以上について意見交換していただき、次回の第5回協議会で結論を出すことを目標とします。

## b)景観計画第6章~第9章 意見交換内容は以下のとおり

項目	意見交換内容	概要
	景観重要建造物、景	・良好な景観形成を推進する建造物や樹木を指定することに
	観重要樹木の指定に	より、景観の保全や維持を図る。
	関すること	・建造物や樹木の所有者との協議が整い次第、指定を行う。
		・建築物に付帯する広告物は景観形成基準を、その他の広告
	屋外広告物の設置誘	物は埼玉県屋外広告物条例を適切に運用する。
	導基準に関すること	・市の景観特性に応じた市独自の屋外広告物条例の制定を検
		討する。
第6章~		・良好な景観形成を推進する公共施設の位置や整備基準等を
第9章	景観重要公共施設に	定める。
	関すること	・公共施設管理者との協議が整った段階で、景観計画を変更
		し定める。
	景観形成の推進方策に関すること	・公共事業景観ガイドラインの作成を行う。
		・市民等が行う景観まちづくり活動の支援策を検討する。
		・市民等に対する景観啓発の支援策を検討する。
		・良好な景観形成を推進するための審議会や景観アドバイザ
		ーを設置する。

以上について意見交換していただき、次回の第5回協議会で結論を出すことを目標とします。

### c ) 景観条例骨子

意見交換内容は以下のとおり

項目	意見交換内容	概要
景観条例骨子	条例骨子について (主に総則)	<ul><li>・景観条例は、景観計画が定める内容を補完する意味合いが強い。</li><li>・委任条例として、景観計画の内容を担保する。</li><li>・自主条例として、基本理念、景観形成の推進方策等の履行担保、景観審議会の設置等を定める。</li></ul>

以上について意見交換していただき、次回の第5回協議会で結論を出すことを目標とします。